

令和3年度 多良木町 財政健全化判断比率の公表

- 令和3年度決算に基づき健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても**早期健全化基準**を下回る見込みです。

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 多良木町 | - | - | 7.8 | 3.3 |
| 早期健全化基準 | 15.0 | 20.0 | 25.0 | 350.0 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 30.0 | 35.0 | |

- **各公営企業における「資金不足比率」**については、令和3年度決算において資金不足を生じた公営企業(上水道事業、下水道事業)はないため、該当ありません。
- 健全化判断比率及び資金不足比率については、監査委員の審査に付した後、その意見を付して**多良木町議会9月定例会議へ報告**しました。

●実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

- 一般会計等の実質赤字額＝普通会計に相当する会計のうち実質赤字の額
- 標準財政規模＝標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額（臨時財政対策債発行可能額を含む）

●連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字額＝次の(イ)及び(ロ)の合計額が(ハ)及び(ニ)の合計額を超える場合の当該超過額

(イ) 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

(ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

(ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

(ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

- ・ 資金の剰余額（法適用企業）＝ 流動資産－流動負債－建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- ・ 資金の剰余額（法非適用企業）＝ 実質黒字－建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

●実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \quad \text{の3カ年平均}$$

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

● 準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

●将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 － （充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- (イ) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- (ホ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- (ヘ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ ● 将来負担額から控除されるもの
- (リ) 上記(イ)から(ヘ)までに充当することができる地方自治法第241条の基金
- (ヌ) 特定財源見込額
- (ル) 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

●資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額

(法適用企業) = 流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産（-計画赤字の額）

(法非適用企業) = 実質赤字額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高（-計画赤字の額）

○事業の規模 = 営業収益 - 受託工事前受金
(法非適用企業にあつては、その相当額)